

改正

平成18年4月1日18千保高発第188号

平成19年11月26日19千保高発第1029号

平成24年5月31日24千保高介発第281号

平成25年7月23日25千保高介発第560号

平成26年8月1日26千保高介発第362号

平成27年9月30日27千保高介発第482号

令和2年7月22日2千保高介発第286号

令和3年3月30日2千保高介発第1011号

令和7年4月1日7千保高介発第121号

千代田区介護保険事故報告事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次の各号に掲げる規定（以下「運営基準等」という。）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び介護保険施設（以下「事業者」という。）が、千代田区の介護保険被保険者（以下「利用者」という。）を対象として介護サービスや指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス（以下「介護サービス等」という。）を提供するに際して事故が発生した場合の事務手続きについて定め、もって利用者保護を図るものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第23条
- (2) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- (4) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
- (5) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

- (6) 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第111号）
- (7) 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第141号）
- (8) 東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成26年3月31日条例第52号）
- (9) 東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例施行規則（平成26年3月31日規則第34号）
- (10) 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年東京都条例第112号）
- (11) 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第142号）
- (12) 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第41号）
- (13) 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第45号）
- (14) 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第42号）
- (15) 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第46号）
- (16) 東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年3月30日条例第39号）
- (17) 東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年3月30日規則第43号）
- (18) 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年3月30日条例第40号）
- (19) 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年3月30日規則第44号）
- (20) 東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年10月11日条例第114号）

号)

- (21) 東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年10月11日規則第137号）
- (22) 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する条例（平成30年東京都条例第51号）
- (23) 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する条例施行規則（平成30年東京都規則第42号）
- (24) 千代田区指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例（平成25年千代田区条例第15号）
- (25) 千代田区指定地域密着型サービスの基準に関する規則（平成25年千代田区規則第23号）
- (26) 千代田区指定地域密着型介護予防サービスの基準等に関する規則（平成25年千代田区規則第24号）
- (27) 千代田区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成27年4月1日27千保高介発第039号）

（事故の範囲）

第2条 事業者は、次の各号に掲げる事故について、区へ報告するものとする。

- (1) 利用者に対する介護サービス等の提供により発生した次の負傷事故
 - ア 医師の保険診療を要したもの
 - イ 医師の保険診療を要しないが負傷により利用者の家族等から苦情が出ているもの
- (2) 利用者に対する介護サービス等の提供により発生した死亡事故
- (3) 利用者に対する介護サービス等の提供など業務遂行により発生又は請求された損害賠償事故
- (4) 食中毒及び感染症等で法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故
- (5) その他、区が報告を必要と判断した事故

（報告）

第3条 事業者は、第2条に定める事故が発生した場合、事故報告を行い、利用者保護及び再発防止に資するものとする。

- 2 事業者は、事故発生後、速やかに家族及び関係者に連絡するとともに、区にその事実につき電話等による報告を行うものとする。
- 3 事業者は、区の指示に基づき、別記様式により第一報の事故報告書を提出する。また、必要に

応じて、事故発生場所が特定できる図面、事故当日の職員勤務割表、事故対象者の介護記録の写し等区から求められた資料を添付するものとする。

4 事業者は、第一報の後、区の指示に基づき、別記様式により中間報の事故報告書を提出し、適宜途中経過を報告するものとする。

5 事業者は、事故処理が終了した時点で、区の指示に基づき、別記様式により最終報の事故報告書を提出する。また、必要に応じて区から求められた資料を提出するものとする。

6 第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報告とすることができる。この場合、事故後の状況等についても、第一報の事故報告書に記載するものとする。

(公表等)

第4条 区は、事故報告を取りまとめ、利用者保護及び事故の再発防止に資するものとする。

2 区は、事業者が運営基準等に違反し、次の各号のいずれかに該当するときは事業者名及び事故内容について公表することができるものとする。

- (1) 事業者が事故発生を故意に隠匿している場合
- (2) 事業者が事故の再発防止策に取り組まない場合
- (3) その他利用者保護の観点から、区が必要と認めた場合

(東京都への報告)

第5条 区は、次の各号に掲げる事故については、事故の内容（個人名や個人が特定される情報を除く。）を東京都へ報告するものとする。

- (1) 入所者や利用者の死亡等、重大な事故
- (2) 食中毒や感染症、その他、入所者に感染が拡大しているもの
- (3) その他施設・事業所運営に係る重大な事故等

附 則

この要綱は、平成15年12月15日から施行する。

附 則（平成18年4月1日18千保高発第188号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月26日19千保高発第1029号）

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成24年5月31日24千保高介発第281号）

この要綱は、平成24年6月1日から適用する。

附 則（平成25年7月23日25千保高介発第560号）

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年8月1日26千保高介発第362号）

この要綱は、平成26年8月1日から適用する。

附 則（平成27年9月30日27千保高介発第482号）

この要綱は、平成27年10月1日から適用する。

附 則（令和2年7月22日2千保高介発第286号）

この要綱は、令和2年8月1日から適用する。

附 則（令和3年3月30日2千保高介発第1011号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日7千保高介発第121号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式（略）